

## 届出が必要な加算等及び添付書類(居宅療養管理指導)

・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1-2、介護予防サービスは別紙1-2-2)の他に以下の添付書類を提出してください

・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求めることがあります。

サービス名	届出が必要な加算等	添付書類
居宅療養管理指導	医療用麻薬持続注射療法加算 ※令和6年6月新設	なし
	在宅中心静脈栄養法加算 ※令和6年6月新設	なし
	特別地域加算	※札幌市は該当しない加算
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	※札幌市は該当しない加算
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	※札幌市は該当しない加算